

一般社団法人 社会情報学会委員会規則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(委員の委嘱)</p> <p>第 4 条 会長は、理事会の議を経て、委員を委嘱する。</p> <p>2 委員長は、会長が指名する。</p> <p>3 委員長は、理事を以って充てるものとする。</p> <p>4 委員の任期は、委員長の理事の任期に準ずる。ただし、1 回に限り再任することができる。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、委員の任期の終結の時に、担当職務が継続している場合には、会長は理事会の議を経て、当該委員の任期を延長することができる。</p> <p>6 委員長は、必要があると認められる場合は、委員の中から副委員長、幹事を選任することができる。</p> <p>7 委員長は、必要があると認められる場合は、委員会の議を経て、臨時委員を委嘱することができる。</p> <p>8 臨時委員の任期は、委員の任期を超えることができない。</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、臨時委員の任期の終結の時に、担当職務が継続している場合には、会長は理事会の議を経て、当該臨時委員の任期を延長することができる。</p>	<p>(委員の委嘱)</p> <p>第 4 条 会長は、理事会の議を経て、委員を委嘱する。</p> <p>2 委員長は、会長が指名する。</p> <p>3 委員長は、理事を以って充てるものとする。</p> <p>4 委員の任期は、委員長の理事の任期に準ずる。ただし、1 回に限り再任することができる。</p> <p>5 委員長は、必要があると認められる場合は、委員の中から副委員長、幹事を選任することができる。</p> <p>6 委員長は、必要があると認められる場合は、委員会の議を経て、臨時委員を委嘱することができる。</p> <p>7 臨時委員の任期は、委員の任期を超えることができない。</p>	<p>(追加)</p> <p>(番号変更)</p> <p>(番号変更)</p> <p>(追加)</p>